

入院時食事療養費標準負担額の減額申請について

市町村民税非課税世帯の方は、標準負担額の減額が受けられます。

一般 1食 510円(1日 1530円)

⇒ 減額後 90日以内：1食 240円（1日 720円）

90日以降：1食 190円（1日 580円）

【申請手続き】 ※詳しくは保険者にご確認ください

- ① 市町村民税非課税証明書等を役場でもらう
- ② 保険証と非課税証明書を持って、保険者に申請する
- ③ 『標準負担額減額証明証』が保険者より交付されたら、速やかに会計にご提示下さい

※当センターの窓口で、マイナンバー等の提示によりオンライン資格確認ができれば、上記申請が不要となる場合があります。
資格情報が反映されていないと、窓口では減額の適用はできません。